

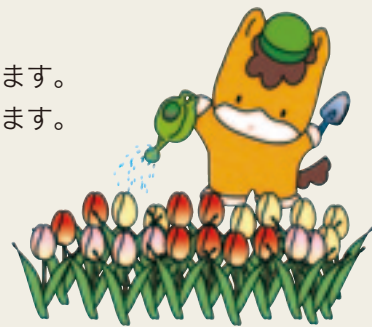
III 森林環境の保全

- 森林ボランティア活動や森林学習会などへ参加します。
- 自分の所有する森林に関心を持ち、手入れをします。
- 住宅建築などで県産材の利用に努めます。



IV 生活環境の保全と創造

- がっぺいしよりにじょうかそう 合併処理浄化槽を設置します。
- 浄化槽の維持管理をします。
- 家の排水を下水道などに接続します。
- テレビ、楽器の音量やペットの鳴き声などの騒音に気をつけます。
- 使用済乾電池、蛍光灯、バッテリーなどの有害ごみの分別を徹底します。
- 洗剤、医薬品など家庭生活における化学製品を適正に使用・管理します。
- ポイ捨てをなくし、身近な環境美化に努めます。
- 庭やベランダなどを積極的に緑化します。
- 農林産物を購入するときは、地元で収穫された旬のものを積極的に選ぶ「地産地消」を実践します。
- 身近な里地・里山の手入れをします。



V 持続可能な循環型社会づくり

- 買いすぎ、食事の作りすぎに注意して、ごみをできるだけ出さないようにします。
- エコ・クッキングに努めます。
- 生ごみの水切り、たいひ 堆肥化を実践します。
- 買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋は辞退します。
- 使い捨て商品や過剰包装商品の使用を控えます。
- リユース品やリサイクル品を積極的に購入します。
- 使い終わった食品トレーやペットボトルは、ごみではなく、リサイクル用に回収してもらいます。
- 市町村が設定する分別区分に応じたごみの分別排出を徹底します。
- 小型家電リサイクル法対象の使用済小型家電製品は、市町村の回収に出します。



II 行動計画編

VI 全ての主体が参加する環境保全の取組

- 家族で環境について話し合い、できることから行動します。
- 環境に関心を持ち、環境学習会や自然観察会に参加します。
- 環境ボランティア、森林ボランティア活動に参加します。
- 地域の一員として、地域の環境を守る活動に参加します。
- 買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋は辞退します。



用語解説

- * 1 **ぐんま緑の県民基金事業**：平成26年4月から導入した「ぐんま緑の県民税」を財源として、水源地域等の森林整備、ボランティア活動・森林環境教育の推進、市町村提案型事業に取り組んでいます。
- * 2 **フロン類**：塩素、フッ素、炭素を含んだ人工化合物で、学術的にはフルオロカーボン類といい、その化学構造によりCFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）等に区分されます。
- * 3 **外来生物**：人間の活動によって、本来の生息地とは異なる地域に人為的に持ち込まれた生物のことです。
- * 4 **施業の集約化**：隣接する複数の所有者の森林を取りまとめ、林業事業者等が路網整備や間伐等の森林施業を一括して実施することです。
- * 5 **利用間伐**：伐採した木材を搬出して利用する間伐のことです。搬出間伐、収入間伐ともいいます。
- * 6 **汚水処理人口普及率**：下水道処理のほか、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント処理施設等の整備されている人口が、県の行政人口に対して占める割合のことです。
- * 7 **地産地消**：地域で生産されたもの（農産物等）を地域で消費することです。
- * 8 **2R**：リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）のことです。
- * 9 **バイオマス**：木材、海藻、生ごみ、紙、動物の死がい、ふん尿、プランクトンなどの再生可能な生物由来の有機性資源のことで、石油などの化石資源を除いたもの。バイオマスは植物が成長過程で光合成により大気中の二酸化炭素を固定して作り出した有機物に由来するため、燃焼しても実質的には大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えません。
- * 10 **循環資源**：廃棄物のうち、有用なもの。「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)では循環資源については循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべき旨を規定しています。
- * 11 **水平リサイクル**：使用済の製品から回収した資源が同一種類の製品の原材料として再利用される資源循環のことです。